

会社法を活用した債務者への情報開示請求 ～最高裁令和3(2021)年7月5日判決を契機とした一考察～

近藤直生
Naoki KondoPROFILEはこちら 

1 はじめに

(1) 本稿の目的

会社法は、債権者に、一定の条件のもと、債務者会社の株主名簿(会社法125条2項3項、以下注記なき条文は会社法)、取締役会議事録(371条4項)、株主総会議事録(318条4項)、計算書類等(442条3項)の閲覧を請求できる権利を認めている。もともと、債権管理あるいは事業再生の文脈で、会社法で認められたこれらの権利が活用されることは、筆者が知る限り、あまり多くないのではないかと思われる。

本稿では、債権管理の局面において、情報不足になりがちな債権者に与えられたツールとして、会社法上の情報開示請求権を有効活用しうる場面があり得るのではないかと、との指摘を試みたい。

(2) 考察の背景

会社法が上記の各請求権を認めたのは、債務者の業務や財産に関する一定の調査を行うことを可能として、債権者が実効的な権利行使をできるよう配慮した趣旨と解される。債権管理・事業再生の場面は、まさに債権者の実効的な権利行使が問題となる局面といえる。にもかかわらず、この請求権が参照される機会が少ないのはなぜか。

いわゆる法的再建手続においては、民事再生法(以下「民再法」という。)または会社更生法(以下「会更法」という。)により、債務者会社は、手続開始申立書、財産評定(民再法124条、会更法83条)、各種報告書(民再法125条、会更法84条)等を裁判所に提出することが求められる。債権者はこれらの書類の閲覧により一定の財務情報等を入手することが可能であるほか(民再法16条、会更法11条参照)、債務者が、

再建計画案の理解を得るため、主要債権者に対して能動的に、より詳細な情報開示を行うケースも少なくなく、あえて会社法を持ち出すまでもないことが多いと思われる。

事業再生ADRや中小企業再生支援協議会(以下「支援協」という。)を活用した私的整理手続においても、金融支援を求める債権者に対しては、通常、専門家が実施したデューデリジェンスの結果を含む詳細な情報開示がなされるため、会社法による情報開示のニーズは通常ないものと思われる。

これに対して、事業再生ADRや支援協の手続によらずに私的整理が進められるケースや、債権者に対して金融支援の要請がなされる以前の段階では、債務者会社から積極的な情報開示が行われる場面は限定的である。金融機関との関係では、契約条項で財務情報の開示が義務付けられているほか、再建策の実行のためには金融機関の理解を得ることは必須であり、その前提として財務情報等の開示が不可欠となるので、債務者企業としてもいずれかの段階で情報開示に対応することが多いと考えられる。一方で、金融機関以外の債権者は、債務者会社の現況や、金融支援を視野にいった調整が行われている事実自体を知ることが困難な場合も多い。このような債権者が債務者企業の信用不安の情報に接した場合は、債権の保全管理に備えるため、債務者情報のニーズが強くなるのが自然である。なお、債務者会社としては、金融機関等との調整が未了の段階で信用不安懸念の情報が出れば、その後の円滑な事業継続が困難となり、かえって関係先に迷惑をかけることにもなりかねないので、情報開示には慎重にならざるを得ないのが通常である。

前置きが長くなったが、債権管理の文脈でも、特定の場面では会社法上の情報開示請求の利用価値があるように思わ

れ、標題記載の最高裁判決に接したことを契機として、この点を改めて考えるに至った次第である。

2 株主総会議事録閲覧請求に関する最近の最高裁判決

本判決(最判令和3年7月5日・金商判例1635号(2022年3月1日号)8頁)は、株式併合により端数となった株式を保有する株主が株式買取請求を行った場合に、債権者として株主総会議事録閲覧請求権を行使できるかが問題となった事案である。

(1) 事案の概要

Xは、Yの株主総会により決議された株式併合により、その保有株式が1株に満たない端数になるとして、Yに対して株式の買取請求を行った(182条の4第1項)。Xは、株式の価格についてYとの協議が整わなかったため、裁判所に価格決定の申立てを行った(182条の5第2項)。そのような状況において、XがYに対して、株式の価格支払請求権を有する債権者として、株主総会議事録の閲覧請求(318条4項)を求めたのが本件事案である。YはXに対して、182条の5第5項に基づき、自らが公正な価額と認める額を支払済みであり、Xは債権者に該当しないと主張した。なお、本件の原審口頭弁論終結時において、株式の価格決定申立事件は、裁判所に係属中だった。

1審(東京地裁平成31年2月18日判決)は、Xは182条の5第5項による支払いを受けており、上記閲覧請求の請求権を有する債権者に該当しないと、Xの請求を棄却した。逆に原審(東京高裁令和元年8月7日判決)は、Xの株式価格の支払請求権は182条の5第5項の支払により消滅したとは認められず、Xは上記債権者にあたるとして、その請求を認容した。

(2) 判決の概要

概要は以下のとおりである(以下は、下記①～③の番号付け、下線部分、略称を含めて、筆者が編集した内容であり、

原文については判例集等を参照のこと。)

ア 結論

株式併合により1株に満たない端数株式を有する反対株主が株式買取請求をした場合、当該株主は、182条の5第5項の支払い(以下「本支払」という。)を受けたときでも、株式価格につき会社との協議が整いまたは価格決定の裁判が確定するまで、318条4項の債権者として株主総会議事録の閲覧請求ができる。

イ 理由

- ① 上記反対株主は、上記株式買取請求をした場合、会社との間で法律上当然に売買契約が成立したのと同様の法律関係が生じて、株式の公正価格の支払請求権を取得するので、318条4項にいう債権者に当たる。
- ② 上記公正価格は、当該株主と会社との間の協議か、価格決定の裁判によって決定されるところ、反対株主の株式買取請求が認められた趣旨が、株式の適切な対価の確保による当該株主の利益保護にあることからすれば、上記裁判は、裁判所の合理的裁量によって当該株式の価格を形成するものと解される。そうすると、上記協議が整い又は上記裁判が確定するまで、上記価格は未形成であるから、本支払によって当該株主が有する価格支払請求権が全て消滅したということとはできない。
- ③ また、318条4項の趣旨は、株主及び債権者において、権利を適切に行使し、その利益確保のため、会社の業務・財産の状況等に関する情報を入手することを可能とし、もってその保護を図ることにありと解される。買取請求をした者は、株式価格につき協議が整うか、裁判が確定するまでは、株式併合により端数となる株式につき適切な対価交付を確保するため会社の業務・財産の状況等を踏まえた合理的な検討を行う必要があり、情報入手の必要性は失われない。

3 考察

(1) 本判決の評価(主に債権管理の視点から)

本判決の一般的な評価は、会社法に基づく株式買取請求をした者が価格決定前の支払いを受けた場合における、その書類閲覧請求の可否について初めて判断したものであり、実務上重要な意義を有するというものである(前掲金商判例11頁)。

一方で、本判決は、株式買取請求をした者が株式価格決定前の支払いを受けた場合の会社書類閲覧等請求の可否という特定の論点について判断したものであり、会社法により認められた債権者の書類閲覧請求権の解釈・適用について、直ちに一般的な影響があるものではないと解される。

その中で、あえて債権管理の視点から本判決の意義を検討すると、まず、本判決では、最高裁により、少なくとも株主総会議事録の閲覧請求権について、債権者の権利行使及びその利益確保のため、会社の業務・財産の状況等に関する情報入手を可能とし、債権者保護を図る趣旨であることが確認された点が注目される。会社法が債権者に認めた各書類の閲覧請求権は、対象となる書類により権利の性質が異なるため(請求のため必要とされる要件も一様ではない。)、上記の判旨が株主総会議事録以外の書類の閲覧請求権にも直ちに及ぶということとはできないと思われる。しかし、最高裁により、会社法上の一定の閲覧請求権は情報開示による債権者保護を企図することが改めて確認された点は、債権者が債務者との協議で援用できる場面も想定し得るので、テイクノートしておく価値があると考えられる。

また、最高裁が、本件の閲覧請求を認めるべき理由付けの一つとして、債権者の実効的な権利行使のため、債務者会社の業務・財産の状況を踏まえた合理的な検討を行う必要があるという観点から、債権者の情報入手の必要性に言及した点にも注目される。本判決の射程範囲については今後の議論を待ちたいが、最高裁によって、会社法上の閲覧請求の可否や範囲を決するにあたり、上記の意味での債権者の情報入手

の必要性が考慮要素となり得ることが確認されたものといえよう。そのような意味において、債権者の書類閲覧請求権一般の文脈でも、本判決に積極的な意味を見出すことも可能と解したい。

(2) 債権管理・事業再生における会社法上の書類閲覧請求権の活用可能性について

最後に、標題の活用可能性を想定し得る場面について考える。以下の記載では、事業再生・債権管理の文脈で関心が高まる計算書類等の開示を、基本的に念頭に置いている。

まず、法的再建手続においては、繰り返しになるが、手続開始申立書、各種報告書、財産評定等を通して、基本的にすべての債権者に対して一定の財務情報の開示が予定されている。会社法による権利行使を行うことも可能ではあるが、会社法で閲覧請求できる計算書類等の内容は概括的な記載にとどまり、会社の詳細情報を伝える内容ではないことが通常である。倒産手続に至った債務者企業の場合、計算書類等で示された財務状況が実態と乖離しているケースも少なくないと考えられ、また、必ずしもタイムリーな情報とも限らない(タイミング次第で1年以上前の情報となる(442条1項参照))。したがって、会社法を使って、倒産法が開示を求める内容以上に、詳細、正確、あるいはタイムリーな情報収集を期待することは困難と思われ、実益が認められる場面は限定的と思われる。

次に、事業再生ADRや支援協手続においては、前述のとおり、金融支援の対象となる金融機関債権者には、デューデリジェンスの結果を踏まえた詳細な情報開示がなされるため、会社法による情報開示のニーズがある場面は通常考えにくい。一方で、各手続の対象債権者に含まれない債権者には、デューデリジェンスの情報を含め、対象会社の詳細情報は開示されないのが一般的である。私的整理が成立した場合は金融債権以外は保護されるのが通常あるが、その前段階では、債権者としては、私的整理が不成立の場合に備えた検討

を行うことが必要である。そのような観点から、計算書類等の概括的なレベルのものでも、債務者会社に関する情報ニーズがある場合は考えられる。債務者会社がスムーズに情報開示に応じてくれれば問題ないが、金融機関以外の債権者に情報開示を行うことを想定していない場合も少なくないと思われる、そのような場面で、会社法上の書類閲覧請求を梃子にして情報開示の協議や要請を行っていくことが考えられる。

事業再生ADRや支援協等の枠組みを使わない私的整理の場面でも、金融機関に対しては相応の情報開示がなされることが通常と思われる。一方で、金融機関以外の債権者の立場からは、タイムリーな情報開示を期待できないだけでなく、債務者会社が金融機関に対して適切な情報開示を行ってい

るか(行われていない場合は私的整理成立の見込みが低くなる。)、あるいは、そもそも私的整理が適切に実行されているかも(詐害的な会社分割や事業譲渡の懸念がないか等)、検証することが難しい場合が多い。上記枠組みが使われていない場合、債権者としては、私的整理が成立しない可能性が相対的に高いという前提で対応を検討せざるを得ないため、債務者企業にかかる情報開示のニーズも高くなるのが通常と思われる。そのような場面でも、会社法により、金融機関だけでなく債権者一般に書類の閲覧請求権が認められていることを指摘して、債務者会社に情報開示を要請していくことが考えられる。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)